

一般会計に関する注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

有形固定資産……取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したものの……再調達原価

イ 昭和60年度以後に取得したもの

- ・取得原価が判明しているもの……取得原価
- ・取得原価が不明なもの……再調達原価

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物 15年～50年
- ・工作物 10年
- ・物品 4年～10年

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

① 退職手当引当金

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っています。

② 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込み額についてそれぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(4) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(5) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

固定資産の計上基準

物品については取得価格又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。

2 会計方針の変更

会計方針の変更はありません。

3 重要な後発事象

重要な後発事象はありません。

4 偶発債務

偶発債務はありません。

5 追加情報

(1) 対象とする会計名

一般会計

(2) 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられており、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。